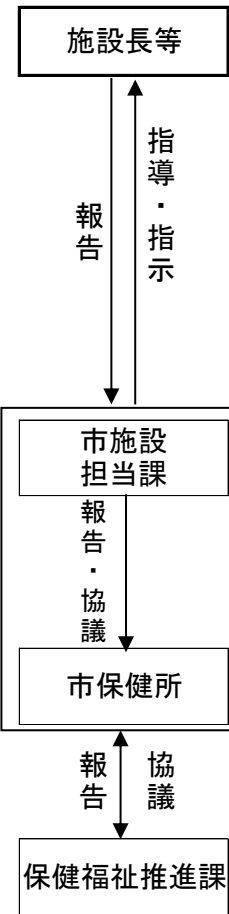


倉敷市内社会福祉施設等における感染症等発生時の対応について (R7.3改訂)

施設長等は、次の報告基準ア・イ・ウのいずれかに該当する場合、迅速に社会福祉施設担当課に報告する。



【報告基準】施設利用者及び職員の中で

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合**
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合**(※)
- ウ. **ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合**

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、新規の患者発生後5日以内にその者を含み、10名以上の患者が発生した場合。

施設長等の報告内容

- ア. どのような症状で何人発症しているか。
重症者がいる場合は、その症状・人数、入院の有無
- イ. 嘱託医師等の診断内容
今後さらに広がる可能性があるか。

感染症報告書(様式1)と調査表(様式2)を作成し担当課と保健所へ提出

※様式はホームページからダウンロード可能「倉敷市 社会福祉施設における感染症の集団発生について」で検索してください。

市施設担当課は聞き取り票により聴取する

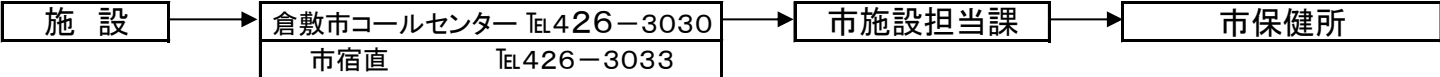
- ア. 市施設担当課は市保健所に報告し、対応を協議する。
- イ. 協議結果に応じて、施設への指導・指示を行う。
- ウ. 必要に応じ市内の他施設に対して健康調査を実施する。
- エ. 必要に応じ、保健福祉推進課に報告し、報道発表等の対応を協議する

※教育委員会(保健体育課)は、感染症発生時対応の流れから除く

市施設担当課	対象施設等
健康長寿課	ケアハウス(特定施設を除く)、有料老人ホーム(特定施設を除く)、老人福祉センター、憩の家
指導監査課	介護保険施設(介護老人保健施設・認知症グループホーム・特定施設・ショートステイ・通所介護・通所リハビリ・小規模多機能型居宅介護 等)、特別養護老人ホーム
障がい福祉課	障がい者関係施設
子育て支援課	母子生活支援施設、児童厚生施設、放課後児童クラブ
保育・幼稚園課	保育園、認定こども園、私立幼稚園、小規模保育事業施設、事業所内保育事業施設、認可外保育施設
福祉援護課	養護老人ホーム
生活福祉課	生活保護関係施設

保健体育課	小学校、中学校、公立幼稚園、特別支援学校、市立高等学校
-------	-----------------------------

○ 土・日曜、休日、夜間の連絡先



○ 平日(昼間)の連絡先

健康長寿課	TEL 426-3315	fax 422-2016
指導監査課	TEL 426-3297	fax 426-3921
障がい福祉課	TEL 426-3305	fax 421-4411
子育て支援課	TEL 426-3314	fax 427-7335
保育・幼稚園課	TEL 426-3367	fax 426-3938
福祉援護課	TEL 426-3321	fax 422-3389
生活福祉課	TEL 426-3325	fax 422-3389
保健体育課	TEL 426-3835	fax 421-6018

保健課	TEL 434-9810	fax 434-9805 感染症に関すること
生活衛生課	TEL 434-9826	fax 434-9833 食中毒に関すること